

令和２年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱
(旅行業者用)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人山形県観光物産協会（以下「協会」という。）が、県内貸切バス、タクシーの需要回復を促進し、県民の周遊と本県への観光流動の回復を図り、県内経済の早期の活性化を促すため、旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づく旅行業の登録を受けている事業者（以下、同じ。））が行うバス、タクシーを利用した募集型旅行商品の造成・催行及び受注型・手配型旅行（以下「旅行等」という。）の取扱いに対し交付する助成金について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、山形県内に本店又は営業所等のある旅行業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 協会は次の各号に掲げる要件をすべて備えた旅行商品等を取扱う旅行業者に助成金を交付する。

- (1) 令和2年7月10日（金）から令和3年1月31日（日）までに催行又は実施（以下「催行等」という。）される旅行等（送迎を除く）であること。
- (2) 山形県内に本店がある事業者の貸切バス又はタクシーを利用した旅行等（行程の一部に鉄道や航空機利用を加えるものを含む。）であること。
- (3) 山形県内の観光地等に2か所以上立寄り又は宿泊を伴う旅行等（県外へ周遊するものを含み、日帰りの場合は、その行程が貸切バスを利用する場合は4時間以上、タクシーを利用する場合は2時間以上）であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染予防のため、取扱う旅行等は、各業界団体が作成したガイドラインを踏まえた取組みを実践していること。
- (5) 交付を受ける助成金（別表1に掲げる助成対象経費のうち、催行人数助成（募集型旅行商品に限る）を除く。）は、旅行等の代金に含まれる貸切バス料金又はタクシー料金相当額に充当し、旅行等の利用者又は発注者、手配依頼者に対し料金を還元すること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は別表1のとおりとし、1旅行業者あたり、原則として別表2に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行業者は、交付申請書（様式第1号）並びに必要と認める書類を協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 協会は前条の申請書を審査し適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を交付決定通知書（様式第2号）により、旅行業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 旅行業者は、交付決定された旅行等の内容を変更（交付決定額の変更がない場合を除く。）又は中止する場合は、速やかに助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出し、協会の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 旅行業者は、第6条により交付決定を受けた旅行等について、毎月末日までに催行等が終了した旅行等に係る助成金実績報告書（様式第4号）を翌月の末日までに協会に提出し、審査を受けなければならない。

(助成金の額の確定・支払)

第9条 協会は、旅行業者から提出のあった実績報告書の審査を行い、事業の実施結果が本要綱に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第5号）により通知するとともに、速やかに実績報告書に記載の銀行口座に助成金を入金するものとする。この場合、振込手数料については、協会が別に負担する。

(助成金の経理等)

第10条 旅行業者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し等)

第11条 協会は、交付決定後に、助成金の交付を受けた旅行業者の申請内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の交付を受けた旅行会社は、取り消しに係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第12条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で事業を終了する。ただし、交付の決定を受けた旅行業者が、旅行等の内容の変更又は中止をした場合はこの限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

別表 1

助成対象経費	助成金の額（旅行 1 日あたり）
バス料金	1 日あたりのバス料金の 2 分の 1 の額（100 円未満切捨て）又は 5 万円のいずれか低い額
タクシー料金	1 日あたりのタクシー料金の 2 分の 1 の額（100 円未満切捨て）又は 2 万円のいずれか低い額
催行人数助成 （募集型旅行商品に限る）	実際の催行人数 1 名あたり 1 千円

別表 2

旅行業者の種別	上限額
第 1 種又は第 2 種の登録を受けている者	2,000,000 円
第 3 種・地域限定の登録を受けている者	700,000 円